



全国防災・危機管理トップセミナー

国民保護室

1 全国トップセミナーの概要

今日、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等大規模地震の発生が危惧されるとともに、去年は記録的豪雨、台風により、各地に大きな被害をもたらされました。

災害時に市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要であることから、消防庁では、市町村長を対象とした「防災・危機管理トップセミナー」を実施することとしました。

今回、初めて消防庁と内閣府（防災担当）の共催により「全国防災・危機管理トップセミナー」が、全国市長会の協賛のもと、平成26年6月4日に開催されました。会場となった全国都市会館大ホールには、全国より約180人の市長にご参加いただきました。

(次第)

1. 開会あいさつ
新藤総務大臣
2. 市町村長の初動対応について
消防審議会会長 室崎益輝（神戸大学名誉教授）
3. あいさつ
古屋防災担当大臣
4. 被災市長による講演
兵庫県豊岡市長 中貝宗治
5. 市町村における防災対策について
内閣府政策統括官（防災担当） 日原洋文
6. 閉会

2 全国トップセミナーの内容

冒頭の挨拶で、新藤総務大臣は、出席した全国の市長に対し、地域の防災について訓練を重ねることの重要性を強調するとともに、非常時にはトップである市長が全責任を負う覚悟で陣頭指揮を執るよう要請しました。また、消防防災体制の拡充強化が急務であり、緊急消防援助隊については大幅に増隊すると述べるとともに、消防

団の充実強化に向けてより一層の協力を求めました。



新藤総務大臣

消防審議会の室崎会長からは、市町村長の初動対応について、ご講演をいただきました。



室崎会長

室崎会長は、災害時には物的・人的資源、情報の不足、限られた時間などの制約の中で決断を迫られるとし、避難勧告等の権限を付与された市町村長が責任を負っていかねばいけないと述べられました。初動対応では、災害対策本部を早く立ち上げることが重要であり、非常時の人

員配置を予め考えておく必要があると述べられました。情報の収集については、地域の災害情報をくみ上げるシステムをどう作るのがポイントであるが、情報は待つものではなく取りに行くものであり、地域で起きていることを素早く察知することも大切だと述べられました。また、プロアクティブの原則にもあるように、最悪の事態を想定し、空振りを恐れず避難勧告等を発令すべきであると述べられました。さらに、広報について、情報を包み隠さず正確に、定期的に公表すること、時には住民に直接語りかけることが重要であると述べられました。

古屋防災担当大臣の挨拶の後、平成16年の台風災害に際し、陣頭指揮に当たられた兵庫県豊岡市の中貝市長より「私たちはどのように台風災害と闘ったか」と題しご講演をいただきました。



中貝市長

中貝市長は、平成16年の台風23号の災害対応を振り返り、これまで経験したことのないほど川の水位が急速に上昇していく中で、避難勧告等の発令を決断したが、伝達する内容の検討に時間を要したことに、悔いが残ると述べられました。「人は逃げない」という傾向を持つ人々を逃がすため、気象情報や災害対策本部の対応を絶えず住民に伝えながら、危機感の高まりを共有し、避難につなげることが重要だと述べられました。また、災害対応は、その現場にいる市町村しかできない以上、我々は覚悟を決め、自らの組織と能力をアップするほかないと述べられ、結びに、それぞれの地域を守っていくため、お互いがんばりましょうと呼びかけられました。

最後に、内閣府政策統括官（防災担当）より、市町村における防災対策について説明がありました。



会場の様子

3 都道府県トップセミナー

都道府県においても、市町村長を対象としたトップセミナーを、4月16日の福井県を皮切りに順次開催しています。

各都道府県は、市長会及び町村会の会議や消防科学総合センターの市町村長防災危機管理ラボに併せて開催するなど、関係機関と連携を図りながら実施しています。

4 市町村長による危機管理の要諦

消防庁は、トップセミナーの開催に当たり、災害等の危機事態において、市町村長の心構えやどのような行動を執るべきかなどをテキストにまとめました。これまでの市町村長の災害対応における成功した事例、失敗した事例とともに、災害を経験した首長の体験談をできるだけ多く盛り込みました。市町村長をはじめ、防災危機管理担当の方にもご一読いただければ幸いです。

市町村長による危機管理の要諦 — 初動対応を中心として —

自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

1 市町村長の責任・心構え

(1) 危機管理においては、トップである市町村

長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。

- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる態勢をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されること

はないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。

- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難勧告等の的確な発令

- (1) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (2) 平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をするうえで欠かせない。
- (3) 避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 山井・遠藤
TEL: 03-5253-7551